

## 収納代理事業者および指定代理納付者の指定について

### 収納代理事業者の指定

地方自治法施行令第158条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり収納代行事業者に指定しています。

#### 収納代行事業者の住所および名称

東京都中央区日本橋2の2の2 マルヒロ日本橋ビル9F  
株式会社さとふる

#### 収納代行事業者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと応援寄附」にかかる寄附金

#### 収納代行事業者による納付の開始日

平成29年12月1日

### 指定代理納付者の指定

地方自治法第231条の2第6号の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者に指定しています。

#### 指定代理納付者の住所および名称

東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25F  
SBペイメントサービス株式会社（平成31年1月1日より商号変更）  
（旧商号：ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社）

#### 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと応援寄附」にかかる寄附金

#### 指定代理納付者による納付の開始日

平成29年12月1日

#### 指定代理納付者の住所および名称

東京都千代田区紀尾井町1番3号  
PayPay株式会社

#### 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと応援寄附」にかかる寄附金

#### 指定代理納付者による納付の開始日

令和2年11月1日